

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会が行った行政文書の不存在決定は妥当ではなく，これを取り消すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は，情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成18年宮城県条例第13号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定により，宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し，平成17年6月18日付けで，別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）について，開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は，本件開示請求に係る行政文書を保有していないとして，条例第6条第1項の規定により，行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成17年7月7日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は，平成17年9月4日，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により，本件処分を不服として，実施機関に対し，異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は，本件処分の取消しを求めるといものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。
存在するはずであり不当である。
本件対象文書は，県教委委員が 処分を決定した公文書にあった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると，おおむね次のとお

りである。

実施機関の教育機関である宮城県 高等学校（以下「 高校」という。）において、請求に基づき、当時の校長・教頭から引き継いだ書類や研修関係書類を編てつしたファイルを探索したところ、本件開示請求の内容を満たす文書は見当たらなかったため、不存在決定を行ったものである。

なお、本件異議申立てがなされた後に再度調査を行ったところ、実施機関の教育機関である宮城県 （以下「 」という。）に、当時の教頭名で作成された文書（以下「記録資料」という。）が研修記録資料として保存されていることが分かった。

この記録資料については、当時の教頭及び校長からの聴取では、教頭は校長に、校長は に提出したと記憶しているとのことであるが、いずれも提出した事実を確認できる文書はなかったものである。

異議申立人は異議申立書の中で、平成 年 月、月に 高校教頭が校長や県教委に提出した資料は公文書にあった旨を主張しているが、 に存在する記録資料については、添書や収発記録がないなど、発信者や受信者を公的資料で確認できないため請求内容を満たす文書としては特定されず不存在決定は妥当なものといえる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 年 月及び 月に 高校教頭が、同校校長や実施機関に提出した文書をはじめ、別紙1に掲げる6件の文書である。

3 本件対象文書の不存在について

別紙 1

1. 平成 年 月, 月に 高校教頭(現 高校校長)が校長や県教委に提出した資料
2. 上記1のうちで 月に の求めにより 研修を行った者に関する文書(1を絞り込んで請求)
3. 平成 年 月, 月に 高校校長が同校教頭から提出された文書
4. 平成 年 月, 月に 高校校長が(現在の が)教頭から受け取った文書を県教委に提出した文書
5. 平成 年 月, 月に, 高校校長が(現在の が)県教委に提出した文書
6. その該当(5に該当)の中で教頭作成または提出文書

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17.11.8	○ 諮問を受けた。(諮問第170号)
18.12.21 (第241回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.1.17 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.2.14 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.3.9 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.5.18 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.4 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.22 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.11 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.27 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.8.29 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.11 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.25 (第253回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.10.22 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.6 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.27 (第256回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第1 審査会の結論

下記の文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

懲戒処分ないし懲戒免職処分が裁判所の判決で、行政側の誤り、あるいは証拠のねつ造による不正行為であることが証明された場合の、処分を行った幹部職員一般職員（偽証を行った職員を含む）が民事、刑事、行政罰を受ける事例（先行事例文書全て）

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成18年宮城県条例第13号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成17年8月18日付け教第219号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

懲戒処分が人事委員会の決定で修正された事案はあるはずである。また、懲戒免職に関係した事案が修正された事案が本当にはないかどうかを確かめるように求める。請求は裁判において行政の誤りや不正が明らかになった場合にどういう処罰を行ったかについて聞いているものであるが人事委員会決定や公平委員会決定、懲罰委員会決定、紛争調停委員会決定において、修正あるいは撤回された処分または行政処分を含む。請求は人事案件で行政側の重大な瑕疵が明らかになった場合の処分実行職員の受けた処罰事例について問うている。存在するはずであるので開示を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を探索したところ、裁判において行政側の誤りあるいは証拠ねつ造による不正行為が証明されたことにより、処分を行っ

た職員が刑事罰等を受けた事例はなく，当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないため，本件処分を行ったものである。

なお，異議申立人は，異議申立書の中で当初の請求範囲を拡大し，人事委員会の不服申立等において処分内容の修正決定があった場合も含む請求である旨主張しているが，関係する事例についても調査したところ，異議申立人の請求にあるような処分者の事実誤認等によるものではなく，処分量定の軽重について修正された事例があるだけであり，また処分者側の職員が処分された事例はなかった。したがって，異議申立人の意向を考慮し対象を拡大しても，なお請求内容を満たす文書は存在せず，不存在決定は妥当なものである

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，懲戒処分又は懲戒免職処分が，裁判所の判決で行政側の誤り又は不正行為であることが証明された場合，処分関係者が受ける処罰等に関する文書である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において，実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ，実施機関において，異議申立人が主張するような事例及び事例に関する文書は存在しないため，本件処分を行ったということであった。

実施機関において再度の探索，調査を行ったところでも異議申立人が本件開示請求書及び異議申立書において主張するような事例が存在したことは認められなかったとのことであり，本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明は，特に不自然，不合理とは言えない。

3 結論

以上のとおり，実施機関が本件対象文書につき，これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は，結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17.11.17	○ 諮問を受けた。(諮問第171号)
18.12.21 (第241回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 1.17 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 2.14 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 3. 9 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 5.18 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 6. 4 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 6.22 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 7.11 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 7.27 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 8.29 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 9.11 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 9.25 (第253回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.10.22 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11. 6 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.27 (第256回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成18年宮城県条例第13号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成17年9月20日付け教第265号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- （1） 文書1について、宮城県知事の側近の行った問題に関する 関係文書がないことはおかしい。
- （2） 文書6について、宮城県知事を被告とする国家賠償裁判で県教委の脅しによって、最高裁裁判を取りやめさせ敗訴させさらに敗訴は虚偽の裁判を行った証拠であるとして、懲戒免職を行った事件である。請求文書がないということがおかしい。
- （3） 文書7について、 教育長は、教育長時代には、 研修をえん罪で行わせた者である。さらに、変造証拠で懲戒免職を行わせた者である。

裁判において、万が一、証拠変造の懲戒免職であると証明された場合、宮城県政史上稀にみる重大人権侵害である。その記録が存在しないことはおかしい。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関において、本件開示請求に基づき関係文書を探索したところ、当該開示請求の内容に関して、 , 教育長及び 教育長に対して事情

聴取を行ったことはなく、当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないため、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、具体的事象及び処分に関して、実施機関が教育長及び教育長であった職員に対して行った事情聴取記録である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、実施機関において、異議申立人が主張するような事由により教育長及び教育長であった職員に対して事情聴取を行わなければならないとの規定等はなく、また事情聴取を行った事実もないことから、本件に関する事情聴取の記録は作成も保有もしていないため、本件処分を行ったということであった。(は本件請求において異議申立人が主張する「 小事実誤認辞任強要事件」当時の教育長である。)

異議申立人は本件に関する事情聴取記録が存在しないことはおかしいと主張するが、異議申立人が主張するような事由により教育長及び教育長であった職員に対して事情聴取を行わなければならないとの規定等がないことを踏まえると、本件に関する事情聴取を行っていないため本件対象文書は不存在であるとする実施機関の説明は、特に不自然、不合理とは言えない。

なお、異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

- 1．宮城県 氏への事情聴取記録（ 小事実誤認辞任強要事件の取り扱いに関して）
- 6．宮城県教育委員会 教育長への事情聴取記録（平成 年 月の懲戒免職理由）
- 7．宮城県教育委員会 教育長への事情聴取記録（裁判敗訴，嫌疑不十分＝虚偽告訴となる法律上のまた，事実上の正当性の根拠）（年休許可があるにもかかわらず，勤務放棄とした理由）（最高裁判判決違反の疑いの有無）

（以下それぞれに付された番号により，これらの対象文書を，例えば「文書 1」のように表記する。）

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17.11.17	○ 諮問を受けた。(諮問第172号)
18.12.21 (第241回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 1.17 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 2.14 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 3. 9 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 5.18 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 6. 4 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 6.22 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 7.11 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 7.27 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 8.29 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 9.11 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 9.25 (第253回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.10.22 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11. 6 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.27 (第256回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成18年宮城県条例第13号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し，平成17年8月24日付け教第229号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，以下のとおりである。

存在するはずであり不当である。

請求の内容に関する全ての文書について，再度の検索を行い，開示せよ。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関において関係文書を探索したところ，以下のとおりであった。

（1）文書1，文書2及び文書15について

判決で処分が無効となった場合の処遇処罰等の規定はなく，証拠変造した職員の法的処罰が規定されたものを取得しておらず，また，先行事例もないため，請求内容を満たすような行政文書は存在しなかった。

（2）文書3，文書4及び文書5について

請求にあるような法令文書等は取得しておらず，また，先行事例の記録等もないため，請求内容を満たすような行政文書は存在しなかった。

（3）文書6について

医師に対して虚偽の診断書であると意見を求めた文書はないため、請求内容を満たすような行政文書は存在しなかった。

(4) 文書13及び文書14について

そもそも請求にある変造等のような事実はなく、また、実施機関が証拠の正当性を主張するために記録した文書もなく、それぞれ請求内容を満たすような行政文書は存在しなかった。

(5) 文書16について

懲戒処分を行ったことの通知は、県教育委員会内の機関及び各市町村教育委員会に対して行っているもので、宮城県実施機関(知事部局)に対しては行っていないため、請求内容を満たすような行政文書は存在しなかった。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、懲戒免職処分が違法であった場合、処分関係者が受ける処罰等に関する文書をはじめ、別紙1に掲げる10件の文書である。

2 本件対象文書の不存在について

(1) 文書1、文書2及び文書15について

実施機関において再度の探索、調査を行ったところでも、請求の内容を満たすような事例に関する文書は作成も保有もしていなく、また、請求の内容を満たすような事例が存在したことも認められなかったとのことであり、文書1、文書2及び文書15は存在しないとする実施機関の説明は、特に不自然、不合理とは言えない。

(2) 文書3、文書4及び文書5について

実施機関において再度の探索、調査を行ったところでも、請求の内容を満たすような事例に関する文書は作成も保有もしていなく、また、請求の内容を満たすような事例が存在したことも認められなかったとのことであり、文書3、文書4及び文書5は存在しないとする実施機関の説明は、特に不自然、不合理とは言えない。

(3) 文書6について

実施機関において再度の探索、調査を行ったところでも、請求の内容を

満たすような事例が存在したとは認められず、当該事例に関する文書について作成も保有もしていないとのことであり、文書6は存在しないとする実施機関の説明は、特に不自然、不合理とは言えない。

(4) 文書13及び文書14について

実施機関において再度の探索、調査を行ったところでも、請求の内容を満たすような事例が存在したとは認められず、当該事例に関する文書について作成も保有もしていないとのことであり、文書13及び文書14は存在しないとする実施機関の説明は、特に不自然、不合理とは言えない。

(5) 文書16について

実施機関において再度の探索、調査を行ったところでも、請求の内容を満たすような文書は存在しなかったとのことであり、また、同内容の開示請求を受けた宮城県教育委員会以外の条例第2条に規定する実施機関においても、当該開示請求の内容を満たす文書が存在しないとして行政文書の不存決定を行っていることを踏まえると、文書16は存在しないとする実施機関の説明は、特に不自然、不合理とは言えない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

- 1 懲戒免職処分が裁判所の判決の結果、違法無効となった場合、処分を行った関係者（県教委委員長始め委員全員，県教育長 3 名，県教委幹部役員 25 名うち 2 名は文部科学省からの出向者を含む者，県教委職員 20 数名，センター職員と証言を行った 研修生うち数名は退職者を含む）総計 30 数名が受ける処遇処罰規定（民事刑事行政罰，先行事例記録）
- 2 上記の判決が証拠の変造や証拠の改ざんであると認められた場合に，処分を実行した職員が受けるべき法的処罰を規定した文書（民事刑事行政罰，先行事例集）
- 3 病気休暇申し出を 6 か月間認めないこと，または認めない事が正当とされる法令
- 4 病気休暇を虚偽という場合の文書や先行事例や法令
- 5 病気休暇を虚偽として懲戒免職を行う事ができる先行事例や公文書
- 6 平成 年度宮城県教育委員会の事件で医師に虚偽の診断書であると医師の診断書を判断した意見を求めた文書（県教委職員暴行傷害事件）
- 13 平成 年度に宮城県教育委員会が教員を懲戒免職にした時の証拠テープが専門鑑定の結果，変造加工物であった事実が最近明らかになった。その作成にかかわった者全ての氏名の分かる公文書，その証拠を文書化した記録を見て懲戒免職を決定した職員や委員の氏名の分かる全部の文書
- 14 上記の行為が正当か否かを法廷で明らかにする必要があるので，上記証拠が正当であるという県教委の主張の記録してある文書を求める。
- 15 判決で正当処分であった場合には，問題はないが，万が一もしも，判決で不当に証拠を変造したこととなった場合に，上記の県教委の職員の受ける法的処罰の実例（文部科学省からの国派遣官 2 名をも含む）（懲戒処分や，行政処分の違法性の処分も含む）
- 16 上記にかかわる宮城県実施機関への公開回覧文書があれば，開示せよ。（各実施機関所有官報平成 年 月 日号該当記事あれば開示の事）

（以下それぞれに付された番号により，これらの対象文書を，例えば「文書 1」のように表記する。）

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17.12.9	○ 諮問を受けた。(諮問第174号)
18.12.21 (第241回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.1.17 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.2.14 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.3.9 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.5.18 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.4 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.22 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.11 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.27 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.8.29 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.11 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.25 (第253回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.10.22 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.6 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.27 (第256回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成18年宮城県条例第13号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し，平成17年8月24日付け教第230号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないこととの決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，以下のとおりである。

存否応答拒否であるが不当である。

請求の内容に関する全ての文書について，再度の検索を行い，開示せよ。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には，事件の発生年度や場所，関係者の職名，行為の内容，特定の職員が や を受けた経緯，特定の職員に係る訴訟等が具体的に記載されており，これらは通常個人に関する情報として保護されるべきものである。よって，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，これらの個人に関する情報について答えることとなり，これら関係者の保護すべき利益が害されるおそれがある。

したがって，本件開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなるため，行政文書の存否を明らかにしない決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり、特定年度に特定の地方公所において特定の職員間で起きた事件に関する記録や調査報告等及び当該事件にかかわった教育職員の 処分の経緯における当該地方公所職員の関与状況を示す記録等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定年度に特定の地方公所において特定の職員間で起きた事件及び当該事件関係者に関する処分や訴訟等の状況を具体的に示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年度に特定の地方公所において特定の教育職員(以下「本件教育職員」という。)に暴行傷害が行われたとされること、本件教育職員が受けたとされるや 処分の具体的な経緯に関する事実の有無及び本件教育職員が提起したとされる訴訟に関する事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、条例第8条第1項第2号イ、口いずれにも該当せず、同号本文に該当するものと認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

- 7 平成 年度に，宮城県 センターで起きた暴行傷害事件について，平成 年度に宮城県 センター副所長であった者が，副所長として責任ある証言や記録を行った文書
- 8 特に，事件は被害者のうその訴えであると書いた文書（宮城県 センター内部調査報告文書）
- 9 うその訴えを行ったとして，所長と共に当該被害者を に追い込んだことの事実に関与した記録
- 10 上記の被害を受けた教員が，治療に行くために病気休暇を申請し，治療行って証明となる支払い書類を提示しさらに，平成 年度に宮城県 センターで副所長であった副所長の目の前で，副所長と所長に，診断書を手渡しを行ったにもかかわらず 診断書の受け取りを拒否して 病気は虚偽であり，仮病であるので文書で虚偽仮病による勤務放棄として を行い，さらに同一の理由を使って を行った。その事実は全国に報道され実名も全国に報道された。その副所長の行為は正しいか否かを法に基づき最高裁までの裁判過程で明らかにするために，上記を記録した文書を求める。
- 11 平成 年度に宮城県 センター副所長であった者が，以下の の行為について，聞き取り確認を記録した文書
（裁判を止める裁判を止めなければ教育現場に戻さない戻れない，裁判を行ったことを文書で謝罪しろ，と自分のえん罪を晴らすために訴訟を行った教員に強要を行い，裁判を止めさせた に，事実確認を行った記録（脅された教員は証拠のテープ持っている））
記録はあるはずなので請求する。さらに，裁判を止めさせ，敗訴を確定させて を行った行為にかかわったか否かを記録した文書を求める。
- 12 平成 年度に，宮城県 センターで研修員を が殴打した暴行傷害事件について，平成 年度に 班長であった者が，当時に，事件について記録し，証言を行った文書

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17.12.9	○ 諮問を受けた。(諮問第175号)
18.12.21 (第241回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.1.17 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.2.14 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.3.9 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.5.18 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.4 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.22 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.11 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.27 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.8.29 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.11 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.25 (第253回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.10.22 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.6 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.27 (第256回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成18年宮城県条例第13号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し，平成17年9月9日付け教第250号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないこととの決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，以下のとおりである。

行政文書の存否を明らかにしない理由が，「請求内容には，暴行傷害事件の発生年度，場所，関係者の職名，行為の内容，
や
を受けた経緯等が具体的に表記されており，行政文書の存否に応じただけで，特定の個人が識別される，あるいは個人の権利利益が害されるおそれがあるため。」となっているが，本請求は，請求者本人情報であるので，行政文書の存否に応じただけで特定の個人が識別される，あるいは個人の権利利益が害されるおそれはない。

さらに，
関係文書は，開示対象である。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には，事件の発生年度や場所，関係者の職名，行為の内容，特定の職員が
や
を受けた経緯，特定の職員に係る訴訟等が具体的に記載されており，これらは通常個人に関する情報として保護されるべきものである。よって，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，これらの個人に関する情報について答えることとなり，これら関係者の保護すべき利益が害されるおそれがある。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなるため、行政文書の存否を明らかにしない決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり、特定年度に特定の地方公所において特定の職員間で起きた事件に関する記録や調査報告等及び当該事件にかかわった教育職員の 処分の経緯における当該地方公所職員の関与状況を示す記録等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定年度に特定の地方公所において特定の職員間で起きた事件及び当該事件関係者に関する処分や訴訟等の状況を具体的に示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年度に特定の地方公所において特定の教育職員(以下「本件教育職員」という。)に暴行傷害が行われたとされること、本件教育職員が受けたとされる や 処分の具体的な経緯に関する事実の有無及び本件教育職員が提起したとされる訴訟に関する事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、条例第8条第1項第2号イ、口いずれにも該当せず、同号本文に該当するものと認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件開示請求が異議申立人自身に関する情報を求めるものである旨を主張する。しかしながら、条例は、請求の目的いかに問わず、

また、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たっては、請求の目的及び開示請求者がだれであるかは考慮されないものであるので、この主張は認めることができない。

また、関係文書は開示対象であると異議申立人は主張するが、本件開示請求は、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報である本件存否情報を示して行われたものであるために、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるとの判断に至ったものであり、この主張についても、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

- 7 平成 年度に，宮城県 センターで起きた暴行傷害事件について，平成 年度に宮城県 センター副所長であった者が，副所長として責任ある証言や記録を行った文書
- 8 特に，事件は被害者のうその訴えであると書いた文書（宮城県 センター内部調査報告文書）
- 9 うその訴えを行ったとして，所長と共に当該被害者を に追い込んだことの事実に関与した記録
- 10 上記の被害を受けた教員が，治療に行くために病気休暇を申請し，治療行って証明となる支払い書類を提示しさらに，平成 年度に宮城県 センターで副所長であった副所長の目の前で，副所長と所長に，診断書を手渡しを行ったにもかかわらず 診断書の受け取りを拒否して 病気は虚偽であり，仮病であるので文書で虚偽仮病による勤務放棄として を行い，さらに同一の理由を使って を行った。その事実は全国に報道され実名も全国に報道された。その副所長の行為は正しいか否かを法に基づき最高裁までの裁判過程で明らかにするために，上記を記録した文書を求める。
- 11 平成 年度に宮城県 センター副所長であった者が，以下の の行為について，聞き取り確認を記録した文書
（裁判を止める裁判を止めなければ教育現場に戻さない戻れない，裁判を行ったことを文書で謝罪しろ，と自分のえん罪を晴らすために訴訟を行った教員に強要を行い，裁判を止めさせた に，事実確認を行った記録（脅された教員は証拠のテープ持っている））
記録はあるはずなので請求する。さらに，裁判を止めさせ，敗訴を確定させて を行った行為にかかわったか否かを記録した文書を求める。
- 12 平成 年度に，宮城県 センターで研修員を が殴打した暴行傷害事件について，平成 年度に 班長であった者が，当時に，事件について記録し，証言を行った文書

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17.12.9	○ 諮問を受けた。(諮問第176号)
18.12.21 (第241回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.1.17 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.2.14 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.3.9 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.5.18 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.4 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.22 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.11 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.27 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.8.29 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.11 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.25 (第253回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.10.22 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.6 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.27 (第256回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成18年宮城県条例第13号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し，平成17年9月9日付け教第251号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- （1）文書6について，医師の診断書を虚偽とした県教委は，医師に聞いて判断した。医師である3名の県教委委員が，暴行傷害事件の診断に関与している可能性がある。この3名の見解の文書も該当文書である。
- （2）文書13について， 町教育委員会のテープ文書化懲戒免職証拠文書は，県教委から開示された。その文書には，テープを根拠にしていることも明記されている。さらに，その文書を作成した者の氏名も記録されている。
- （3）文書14について，平成 年度に宮城県教育委員会が教員を懲戒免職にした時の証拠が正当であるという主張が書いてある文書は存在する。
- （4）文書15について，判決で行政処分が誤っていたと判断された裁判は県教委に多数存在する。その処罰事例は存在するはずである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関において関係文書を探索したところ，以下のとおりであった。

(1) 文書6について

異議申立人が主張するような事例は存在せず、医師に対して虚偽の診断書であると意見を求めた文書はないため、請求内容を満たすような行政文書は存在しなかった。

なお、異議申立人は異議申立書において、県教育委員会委員3名が医師であることを理由に、県教委職員暴行傷害事件の診断に関与している可能性がある旨主張している。しかしながら、実施機関において医師である県教育委員会委員に対して、診断書について判断や意見を求めることはなく、また、県教育委員会委員が診断書等に関わった形跡も認められなかったものであり、異議申立人の主張は誤った理解によるものとする。

(2) 文書13及び文書14について

そもそも請求にある変造等のような事実はなく、また、実施機関が証拠の正当性を主張するために記録した文書もなく、それぞれ請求内容を満たすような行政文書は存在しなかった。

(3) 文書15について

証拠変造した職員の法的処罰が規定されたものを取得しておらず、また異議申立人が主張するような処罰の事例等もないため、請求内容を満たすような行政文書は存在しなかった。

なお、異議申立人は異議申立書において、判決で行政処分が誤っていたと判断された事例は実施機関に多数存在し、その処罰事例はあるはずである旨主張するが、実施機関において、人事委員会への不服申立等を含めて調査したところ、請求にあるような証拠変造によるものはなく、処分量定の軽重について修正された事例があるだけであり、また処分者側の職員が処分された事例はなかった。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関における特定年度の事件に関して、事件に関連する文書中に診断書がある場合、当該診断書について医師の意見等を求めたことに関する文書をはじめ、別紙1に掲げる4件の文書である。

2 本件対象文書の不存在について

(1) 文書6について

実施機関において再度の探索，調査を行ったところでも異議申立人が本件開示請求書及び異議申立書で主張する内容を満たすような事例が存在したとは認められず，当該事例に関する文書について作成も保有もしていないとのことであり，文書6は存在しないとする実施機関の説明は，特に不自然，不合理とは言えない。

(2) 文書13及び文書14について

実施機関において再度の探索，調査を行ったところでも，請求の内容を満たすような事例が存在したとは認められず，当該事例に関する文書について作成も保有もしていないとのことであり，文書13及び文書14は存在しないとする実施機関の説明は，特に不自然，不合理とは言えない。

(3) 文書15について

実施機関において再度の探索，調査を行ったところでも，請求の内容を満たすような事例に関する文書は作成も保有もしていなく，また，請求の内容を満たすような事例が存在したことも認められなかったとのことであり，文書15は存在しないとする実施機関の説明は，特に不自然，不合理とは言えない。

3 結論

以上のとおり，実施機関が本件対象文書につき，これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は，結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙2のとおりである。

別紙 1

- 6 平成 年度宮城県教育委員会の事件で医師に虚偽の診断書であると医師の診断書を判断した意見を求めた文書（県教委職員暴行傷害事件）
- 13 平成 年度に宮城県教育委員会が教員を懲戒免職にした時の証拠テープが専門鑑定の結果，変造加工物であった事実が最近明らかになった。その作成にかかわった者全ての氏名の分かる公文書，その証拠を文書化した記録を見て懲戒免職を決定した職員や委員の氏名の分かる全部の文書
- 14 上記の行為が正当か否かを法廷で明らかにする必要があるので，上記証拠が正当であるという県教委の主張の記録してある文書を求める。
- 15 判決で正当処分であった場合には，問題はないが，万が一もしも，判決で不当に証拠を変造したこととなった場合に，上記の県教委の職員の受ける法的処罰の実例（文部科学省からの国派遣官 2 名をも含む）（懲戒処分や，行政処分の違法性の処分も含む）

（以下それぞれに付された番号により，これらの対象文書を，例えば「文書 6」のように表記する。）

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17.12.9	○ 諮問を受けた。(諮問第177号)
18.12.21 (第241回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.1.17 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.2.14 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.3.9 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.5.18 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.4 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.6.22 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.11 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.7.27 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.8.29 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.11 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.9.25 (第253回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.10.22 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.6 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.11.27 (第256回審査会)	○ 事案の審議を行った。

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成18年4月14日付けで、「2.新しい教員の人事検討会議文書全て（特に協力委員が入った会議文書 平成13.14.15）」について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、別紙1の文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、実施機関は、平成18年5月10日、本件行政文書のうち、一部を除いて開示するという部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部を開示しない理由を次のとおり付けて、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

「対象文書には、具体的な個人の言動や背景が記録されていることから、特定の個人が識別され、若しくは識別されうるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあるため。」

条例第8条第1項第7号該当

「対象文書には、発言者の意見や判断が記録されており、これらの情報を公開した場合、意見表明者が関係者に配慮して事実に関する正確かつ詳細な報告を行えなくなることから、人事管理及び教育行政の適正な運営に必要な情報が得られなくなり、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的達成に支障が生ずる、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。」

- 3 異議申立人は、平成 18 年 5 月 15 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

部分開示となった文書について開示を求める。

新しい教員の人事検討会議は、傍聴人が会議を傍聴した会議であり、公開会議である。したがって、会議情報は全て公開され、傍聴者は見て聞いている内容である。

公開会議であるから、条例第 8 条第 1 項第 2 号該当とする部分及び第 7 号該当とする部分についても公開されるべき内容である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 会議の公開非公開について

本件開示請求の対象である「新しい人事管理の在り方に関する調査研究会議」は、教員の資質向上を図るため今後の教員の人事管理の在り方に関して検討を行うことを目的として設置されたものであり、大学や民間等の学識経験者 10 人が委員として委嘱され、平成 14 年 2 月から平成 14 年 12 月まで延べ 14 回の会議が開催された。同会議には二つの分科会が設置されており、同会議の検討事項である指導力不足教員への対応等及び優秀な教員の表彰制度等について、指導力不足教員への対応等は主に第一分科会で検討し、優秀な教員の表彰制度等は主に第二分科会で検討した。

「新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 5 条で「研究会議は、原則公開とし、個人にかかわる議事は委員長の判断により非公開とすることができる。」と定めており、第 1 回第一分科会以外の会議は公開で開催した。第 1 回第一分科会は、長期特別研

修教員の原籍校等の関係者4名が参加し、現場の実態等を踏まえて意見を述べており、発言の内容によっては教員個人が特定されるおそれがあると判断したため、設置要綱第5条により非公開で開催した。

第1回第一分科会が非公開で開催されたことについては、会議の冒頭で非公開とすることについての確認が行われており、会議録にも記録されている。また、会議の翌日に「審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱」第8の規定に基づき、県政情報公開室長あて非公開とした会議についての報告を行っていること等当時の関係文書からも当該会議が非公開で行われたことに間違いはなく、異議申立人の主張は誤った理解によるものとする。

なお、第1回第一分科会が非公開であったことから、本件行政文書のうち当該会議の会議録である文書13のみ部分開示となっている。

2 条例第8条第1項第2号該当性について

第1回第一分科会には長期特別研修教員の原籍校等の関係者4名が協力員として参加し、現場の状況を踏まえて意見を述べているため、長期特別研修教員やその他の教員の言動等個人が特定されるおそれのある具体的な内容が含まれている。これらを公表した場合、その教員が指導力不足であるとの好ましくない評価につながるため、研修等公務員の職務に関するものであっても、通常他人に知られたくない個人のプライバシーに関するものであり、教員にとってもみだりに公表されるべきではない情報である。

したがって、本件行政文書13に記載されている長期特別研修教員やその他の教員個人が特定されるおそれのある内容は、条例第8条第1項第2号口の公務員の職務遂行に係る情報ではなく、同号本文に該当する。

3 条例第8条第1項第7号該当性について

第1回第一分科会は、協力員からの現場の状況に関して忌憚のない発言と率直な意見を引き出すため非公開で行ったものであり、協力員の発言は一般に公開されることを前提としてなされたものではない。

本件行政文書13には、協力員等の意見や判断が含まれた発言内容が記載されており、これらを公表した場合、協力員が自己の見解が公開されることの影響を懸念して率直な見解を差し控えることにつながり、人事管理及び教育行政の適正な運営に必要な情報が得られなくなり、当該事務事業若しくは今後の同種の事務事業に関しても、公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第8条第1項第7号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、「新しい人事管理の在り方に関する調査研究会議」に係る各会議の要項、会議録及び報告書である。

3 会議の公開非公開について

「新しい人事管理の在り方に関する調査研究会議」については、当該調査研究会議が平成15年1月30日付けでまとめた報告書に、実施機関の説明のとおり平成14年2月から平成14年12月まで延べ14回開催されたことが記録されている。そのうち第1回第一分科会については、協議内容等として「協力員からの状況聴取」「指導力不足教員の定義」の2点が示されている。

実施機関の説明によると、第1回第一分科会は、4人の協力員から現場の状況等を踏まえた意見聴取を行っており個人に関わる内容が含まれるため、設置要綱第5条により非公開で開催されたとのことであるが、当審査会において本件行政文書を確認したところ、当該会議録である文書13中に、設置要綱第5条により非公開とすることについて、会議の冒頭で出席委員の了解を得ている内容の記録があることが確認された。当該記録や設置要綱等関係資料の内容を鑑みると、第1回第一分科会が非公開で開催されたことについての実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく首肯し得るものと認められる。

4 条例第8条第1項第2号該当性について

第1回第一分科会会議録である文書13には、非公開で開催された会議における出席者の発言等が記録されている。発言内容には長期特別研修対象者で

ある教育職員やその他の教育職員の具体的な言動等を示す情報も含まれており、これらは特定の個人が識別され、若しくは他の情報と組み合わせること等により識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。更に、第一分科会の検討事項が指導力不足教員への対応等であることから、これらの情報を公表した場合、その教育職員には指導力等に何らかの問題をかかえているとの評価があるということが公表されることとなり、このような教育職員個人に対する評価に係る情報は、当該教育職員の資質や名誉等にかかわり、通常他人に知られたくない個人に関する情報と考えられる。また、このような教育職員個人に対する評価に係る情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されているものとは認められず、公務員の職務遂行の内容に係る情報とも認められない。

以上のことから、文書13に記録された教育職員の具体的な言動等を示す情報については、条例第8条第1項第2号イ、口いずれにも該当せず、同号本文に該当するものと認められる。

5 条例第8条第1項第7号該当性について

文書13に記録された出席者の発言の中には、発言者の意見や判断が含まれている。これらを公表した場合、意見等が公表されることを懸念した関係者から、正確かつ詳細な情報が得られなくなり、今後の人事管理及び教育行政の運営若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる。

したがって、文書13に記録された発言者の意見や判断は、条例第8条第1項第7号に該当するものと認められる。

6 結論

以上のとおり、本件行政文書に記録されている教育職員の具体的な言動等を示す情報は条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号イ、口いずれにも該当しないこと、また、発言者の意見や判断は条例第8条第1項第7号に該当することから、実施機関がこれらを開示しないと決定したことは妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

番号	行政文書	開示区分
1	平成14年2月14日 第1回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議要項	開示
2	平成14年2月21日 第1回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議会議録	開示
3	平成14年3月11日 第2回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議要項	開示
4	平成14年3月19日 第2回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議会議録	開示
5	平成14年3月25日 第3回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議要項	開示
6	平成14年4月1日 第3回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議会議録	開示
7	平成14年4月22日 第4回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議要項	開示
8	平成14年4月30日 第4回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議会議録	開示
9	平成14年5月22日 第5回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議要項	開示
10	平成14年5月31日 第5回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議会議録	開示
11	平成14年6月17日 第1回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第一分科会要項	開示
12	平成14年6月19日 第1回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第二分科会要項	開示
13	平成14年6月28日 第1回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第一分科会会議録	部分開示
14	平成14年7月3日 第1回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第二分科会会議録	開示
15	平成14年7月30日 第2回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第二分科会要項	開示
16	平成14年7月31日 第2回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第一分科会要項	開示

番 号	行政文書	開示区分
17	平成14年9月5日 第3回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第二分科会要項	開 示
18	平成14年10月2日 第3回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第一分科会要項	開 示
19	平成14年11月1日 第6回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議要項	開 示
20	平成14年11月25日 第7回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議要項	開 示
21	平成14年12月17日 第2回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第一分科会会議録	開 示
22	平成14年12月17日 第2回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第二分科会会議録	開 示
23	平成14年12月17日 第3回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第二分科会会議録	開 示
24	平成14年12月20日 第8回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議要項	開 示
25	平成14年12月20日 第6回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議会議録	開 示
26	平成14年12月20日 第7回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議会議録	開 示
27	平成15年1月30日 新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議報告書 「信頼される教師であるために、子どもが安心して学べる学校をつくるために ～教員の資質能力の向上に関する提言～」	開 示
28	平成15年2月13日 第3回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議第一分科会会議録	開 示
29	平成15年2月14日 第8回新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議会議録	開 示

(以下それぞれに付された番号により、これらの行政文書を、例えば「文書1」のように表記する。)

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 7. 24	○ 諮問を受けた。(諮問第180号)
18. 12. 21 (第241回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 1. 17 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 2. 14 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 3. 9 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 4. 20 (第245回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
19. 5. 18 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 6. 4 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 6. 22 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 7. 11 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 7. 27 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 8. 29 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 9. 11 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 9. 25 (第253回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 10. 22 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 11. 6 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19. 11. 27 (第256回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	区分	備考
石井彦壽	学識経験者	
大葉由佳	情報公開制度を理解する者	
木下淑恵	学識経験者	会長職務代理者
武田貴志	法律家	会長
馬場亨	法律家	

(平成19年12月21日現在)